

## 2 登録・移転・取消し

### (1) 登録

調査士となる資格を有する者が調査士になるには、調査士会を経由して調査士会連合会に備える調査士名簿に登録をしなければならない（法 8 条 1 項）。

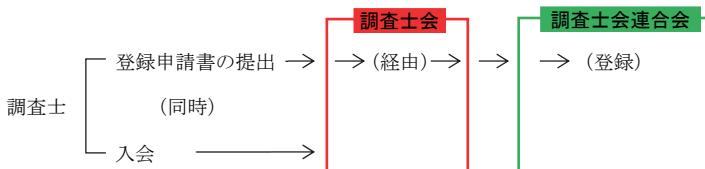
調査士となる資格を有しない者が、調査士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして調査士名簿に登録させたときは 1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金に処せられる罰則規定がある（法 69 条）。また、調査士でない者が、土地家屋調査士またはこれに紛らわしい名称を用いた場合は 100 万円以下の罰金に処せられる（法 74 条 1 号）。

#### ア 登録手続

調査士の登録を受けようとする者は、事務所を設けようとする地を管轄する法務局または地方法務局の管轄区域内に設立された調査士会を経由して調査士会連合会に登録申請書を提出する（法 9 条 1 項）。登録申請書の様式は、登録事務をつかさどる調査士会連合会が定める（規則 15 条 1 項）。

調査士会連合会は、調査士の登録をしたときは、登録事項を当該調査士の事務所の所在地を管轄する法務局または地方法務局の長に通知しなければならない（規則 17 条 1 項）。

また、調査士となるためには、登録の申請と同時に、申請を経由すべき調査士会に入会する手続をし、入会しなければ調査士の業務をすることができない（法 52 条 1 項）。



#### イ 登録の拒否

調査士会連合会は、登録の申請者が調査士となる資格を有せず、または下に掲げる拒否事由に該当するときは、登録を拒否しなければならない（法 10 条 1 項）。

- ① 登録申請者が同時にすべき調査士会への入会の手続をとらないとき  
(法 10 条 1 項 1 号)